

(青少年育成課所管分)

	設置主体		事業計画						概要
	名称	所在地	施設種別	工事区分	定員/名	施設名	設置予定地	開設予定	
1	朝倉市	朝倉市	放課後児童クラブ	創設	45	朝倉東学童保育所	朝倉市須川2680	H31.4.1	
2	飯塚市	飯塚市	放課後児童クラブ	創設	40	棕本児童クラブ②	飯塚市太郎丸851番地1	H31.4.1	
3	糸島市	糸島市	放課後児童クラブ	創設	50	東風第3放課後児童クラブ	糸島市潤4丁目639、640	H31.4.1	
4	大木町	大木町	放課後児童クラブ	創設	50	木佐木校区学童保育所第2クラブ	三潁郡大木町大字八町牟田279番地	H31.4.1	
5	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	拡張	23	第三曾根東校区放課後児童クラブ	北九州市小倉南区中曾根東3丁目5番1号	H31.4.1	
6	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	創設	42	第三大里柳Y・Y児童クラブ	北九州市門司区不老町2丁目1番1号	H31.4.1	
7	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	拡張	21	第二ありんこ学童クラブ	北九州市八幡西区塔野1丁目3番3号	H31.4.1	
8	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	創設	第一:50 第二:50 第三:46 第四:41 第五:40	西小倉なかよし学童クラブ (第一、第二、第三、第四、第五)	北九州市小倉北区内6番1号	H31.4.1	
9	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	改築 創設	第一:41 第二:44 第三:31 第四:34 第五:34	泉台なかよしクラブ (第一、第二、第三、第四、第五)	北九州市小倉北区泉台1丁目3番1号	H31.4.1	
10	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	創設	第一:44 第二:50 第三:29 第四:30 第五:45	(仮称)戸畑中央小学校区放課後児童クラブ (第一、第二、第三、第四、第五)	北九州市戸畑区新池2丁目1番12号	H31.4.1	
11	北九州市	北九州市	放課後児童クラブ	創設	第六:41 第七:44 第八:31 第九:68	ひびきの児童クラブ (第六、第七、第八、第九)	北九州市若松区大字塩屋739-1	H31.4.1	
12	久留米市	久留米市	放課後児童クラブ	創設	各40	東国分校学童保育所 (第4、第5)	久留米市国分町444番地1	H31.4.1	
13	桂川町	桂川町	放課後児童クラブ	大規模修繕	第1:60 第2:40 第3:25	桂川小学童保育所 (第1、第2、第3)	嘉穂郡桂川町土居463番地	H31.4.1	
14	大刀洗町	大刀洗町	放課後児童クラブ	創設	46	大刀洗学童保育所	三井郡大刀洗町大字上高橋733番地2	H31.4.1	
15	筑後市	筑後市	放課後児童クラブ	大規模修繕	第1:39 第2:40	筑後学童保育所 (第1、第2)	筑後市大字長浜1285番地	H31.4.1	
16	直方市	直方市	放課後児童クラブ	創設	40	直方北学童クラブA	直方市日吉町7番1号	H31.4.1	
17	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	創設	各33	箱崎小学校留守家庭子ども会室(C、D)	福岡市東区箱崎2丁目2番45号	H31.4.1	
18	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	創設	45	香住丘小学校留守家庭子ども会室D	福岡市東区香住丘3丁目10番1号	H31.4.1	
19	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	創設	42	南当仁小学校留守家庭子ども会室C	福岡市中央区鳥飼2丁目4番61号	H31.4.1	
20	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	創設	B:40 C:41	香椎小学校留守家庭子ども会室(B、C)	福岡市東区香椎駅前3丁目2番1号	H31.4.1	
21	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	創設	A・C:各35 B・D:各50	照葉北小学校留守家庭子ども会室(A、B、C、D)	福岡市東区香椎照葉7丁目27番12、24番169	H31.4.1	
22	福智町	福智町	放課後児童クラブ	創設	54	伊方学童クラブ	田川郡福智町伊方3927番地15	H31.4.1	
23	福智町	福智町	放課後児童クラブ	拡張	59	金田第二学童クラブ	田川郡福智町金田273番地	H31.4.1	
24	みやこ町	みやこ町	放課後児童クラブ	創設	各40	第二太陽の森児童クラブ (①、②)	京都郡みやこ町勝山黒田橋塚852-1、851-2	H31.4.1	
25	八女市	八女市	放課後児童クラブ	改築 創設	各39	上妻小学校区学童保育所 (第1、第2、第3)	八女市津江73番地	H31.4.1	
26	行橋市	行橋市	放課後児童クラブ	創設	各40	(仮称)第2コスモス放課後児童クラブ (①、②)	行橋市南泉2丁目18番40号	H31.4.1	

1 概要に、新設法人と記載しているものは、設立準備会の名称、役員就任予定者及び運営主体の名称(設立主体と運営主体が異なる場合)を別表1に記載している。

2 記載の順番は、設置主体の名称の五十音順とする。